平成 19 年９月 21 日

各　　位

会 社 名　宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表者名　代表取締役社長　縣　　保　佑
（コード番号　３４３１　東証一部）
問合せ先　総務部長　　越後屋　秀博
（ＴＥＬ　０３－５６４９－０１１１）

当社子会社の株式会社宮地鐵工所に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社の株式会社宮地鐵工所および同社元従業員は、鋼鉄製橋梁工事の入札に関して、独占禁止法違反容疑で公正取引委員会より告発され、同法違反容疑で東京高等検察庁より起訴されておりましたが、平成 19 年９月 21 日、東京高等裁判所において同社に対して罰金６億円、同社元従業員に対して懲役１年、執行猶予３年の判決を言い渡されましたので、お知らせいたします。

このような事態にいたりまして、株主、お客様ならびに関係各位には、大変ご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

今後は、グループを挙げてコンプライアンスの意識向上・強化に、より一層注力して早期の信頼回復に努めてまいる所存であります。

会社の対応につきましては、判決の内容を検討のうえ、決定いたします。

なお、当該事象による平成 19 年８月 10 日公表の通期連結業績予想数値に変更はございません。

以　上